平成２８年（フ）第７号
兵庫県明石市中崎２丁目３番12―203号、前住所兵庫県明石市大蔵谷奥16番５―103号
債務者　山渕　正樹
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第８号
兵庫県明石市魚住町清水528番地の11　東宅ビル207号、前住所兵庫県明石市魚住町清水437番地の２　リベラル春202号
債務者　山下　明寛
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第６０号
兵庫県豊岡市出石町日野辺16番地の１　市営日野辺住宅12号室、前住所兵庫県姫路市広畑区才305番地　アウローラユメサキⅠ　201号
債務者　関本　　純
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第３号
兵庫県淡路市富島1657番地
債務者　杉山富久実
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第４号
福島県郡山市大槻町字小山田前12番地　市営住宅１－４－14－７
債務者　齋藤　和子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
神戸市垂水区西舞子８丁目８番23号シャトーハイツ208号
債務者　児玉　隆広
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３１号
神戸市灘区城内通２丁目５番23号　玉田第二ビル304、従前の住所神戸市灘区城内通２丁目５番23号　玉田第二ビル401
債務者　岩里ゆきえ
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５２号
神戸市東灘区魚崎西町３丁目５番27―101号、従前の住所神戸市東灘区住吉宮町２丁目10番８号
債務者　アラミ　アブデルマジッド
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５７１号
川崎市幸区東小倉11番35号　ウメキハウス201
債務者　高久　真一
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５７２号
川崎市幸区東小倉11番35号　ウメキハウス201
債務者　高久　　芳
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５７９号
川崎市高津区下作延５丁目２番49号　パルK102、前住所川崎市高津区溝口６丁目２番８－104号　ライオンズマンション高津
債務者　藤野　英次
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５８２号
川崎市多摩区長尾５丁目17番19―201号
債務者　伊藤　　雅
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６０１号
川崎市麻生区高石１丁目７番21号　ツインハウス　102、前住所川崎市麻生区細山１丁目７番３―303号　シャンボール
債務者　長島　久子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６２５号
川崎市高津区千年632番地９
債務者　阿部　直子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６２９号
埼玉県羽生市西５丁目10番地６　ウエスト102、申立時の住所川崎市幸区北加瀬２丁目17番14号　クレセントⅢ　Ｄ－１
債務者　清水　永一
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６３８号
川崎市高津区久末334番地11
債務者　鞆田　稔之
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係